

児童家庭支援センター設置運営 要綱の変遷と活動の課題

浜松市児童家庭支援センター
村瀬 修

【1】児童家庭支援センターの成立 と変遷

- ★1996 中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告書「少子化社会にふさわしい自立支援システムについて」：児童家庭支援センターの設置提案
- ★1997 児童福祉法改正（児童家庭支援センター創設）
- ★1998 設置運営要綱の制定
 - * 児童家庭支援センターは相談支援施設
 - * 児童相談所を補完し、子育て支援を幅広く行う機関としての位置づけ
 - * 児童福祉施設へ附置

設立時の設置運営要綱

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 児童相談所からの受託による指導
- (3) 関係機関等との連携・連絡調整

その後の変遷

★2004 児童福祉法の改正

◎市町村が子どもと家庭の相談に応ずる仕組

◎要保護児童対策地域協議会が在宅支援連携母体

★2009 設置運営要綱の改正

①家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる

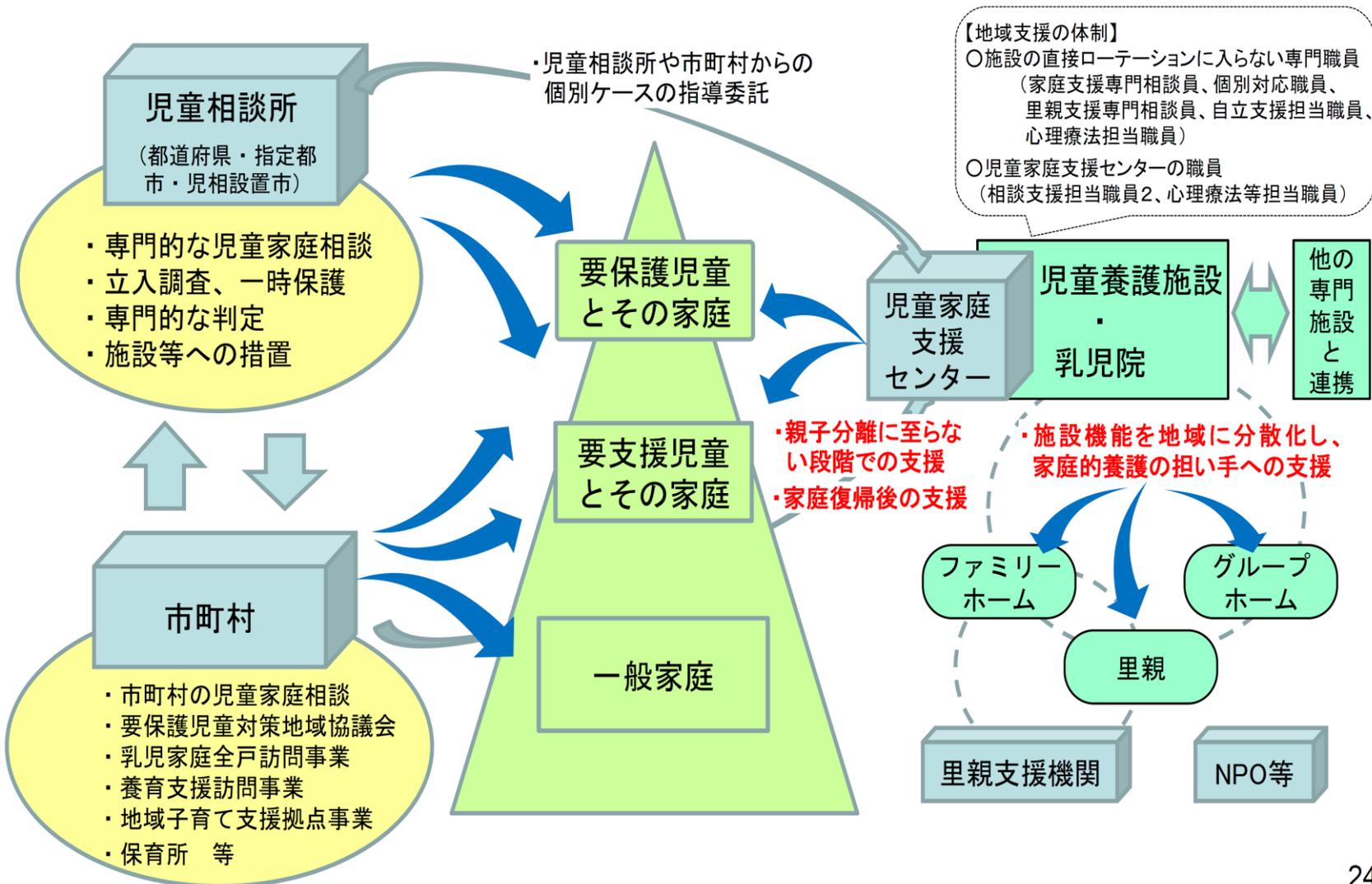
改正前：地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童母子家庭その他からの相談に応じ・・・

②市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

○施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とし、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手などが、つながりをもって、トータルなプロセスを保障。

○また、市町村の児童家庭相談や、養育支援訪問事業等の子育て支援施策との連携を推進。



その後の変遷(続き)

③ 設置及び運営主体の拡大

⇒ 児童相談所からの指導委託先として適切な水準の専門性を有すると認められたもの

⇒ 施設附置の撤廃

★2011 設置運営要綱の改正

④ 「里親及びファミリーホームからの相談に応ずる」が追加

児童家庭支援センターの事業内容等

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う
- (2) 市町村の求めに応ずる事業
市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
- (3) 児童相談所からの受託による指導
- (4) 里親等への支援
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整

【2】浜松市児童家庭支援センターの設立

◎設置形態

事業主体：浜松市

運営主体：NPO しずおか・子ども家庭
プラットフォーム（浜松市からの
受託事業）

◎設置年月日 2013年4月1日

◎事務所：NPO借上げ事務所

◎職員：センター長、相談員（2）、常勤心理(1)
非常勤心理(2)

静岡新聞
平成24年
8月20日

県内、虐待対応を支援

児童相談所OB 負担軽減へ連携

増え続ける児童虐待への対応で過重負担が指摘される児童相談所（児相）などをサポートしようと、児相職員OBらでつくるNPOが浜松市内で「児童家庭支援センター」の設立準備を進めている。疲弊する現場を後押しするとともに、地域全体で子どもと家庭を支える拠点づくりを目指す。

中心になって活動するのは、談所や各区にある家庭児童相談所。全国に87カ所、県内では前県中央児童相談所長の相談室などでアドバイザーを務める。児童虐待などに対するケースごとに職員に助言。子どもと家庭に関わる専門職を対象に事例研究会を定期的に開催し、人材育成にも取り組んでいる。設立準備中の児童家庭支援センターは、児童福祉法に規定された相談支援施設

メンバ―は、同市児童相談所

浜松で拠点設立目指す

児童家庭支援センター 虐待や発達障害など専門的な知識や技術が必要な家庭からの相談を受けるほか、児童相談所や市町からの要請に応じて必要な援助を行う。里親やファミリーホームなども支援する。1997年に制度化され、児童養護施設に併設する形で展開されてきたが、2008年の児童福祉法改正で単独設置も可能になった。

NPOは浜松市から認可を受け、4月に施設要件を備えた事務所を中区中島に開設した。村瀬さんは「児相だけでは対応しきれないほど、最近の子どもと家庭の問題は複雑多様化している」と説明し、「社会全体の連携で、支援者が抱える負担感を少しでも軽減していきたい」と話している。

NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォームが目指す活動概念図

相談機関と支援者の「サポート NPO」
しずおか・子ども家庭プラットフォーム

児童家庭支援センター事業

地域・家庭からの相談に応ずる事業

区市町村の求めに応ずる事業

児童相談所からの受託による指導

里親等へのサポート

関係機関等との連携・連絡調整

人材育成事業

浜松子ども臨床事例検討会

子ども臨床アセスメント研究会

こども家庭ソーシャル

情報発信・啓発事業

新春講演会

コプラNews

社会的養護に関する講演会

研究事業

社会的養護に関する施策研究と提言

各種研究活動への参加

静岡新聞
平成25年1月8日

親子の触れ合い深めて

中区子ども支援テーマに講演

子育て家庭やその支
援機関をサポートする

NPO法人「しずおか
子ども家庭フラット

フォーラム」(浜松市中
区、村瀬修代表理事)

は6日、設立1周年記念講演会を同市中区の浜松科学館で開いた。慶大病院小児科外来医長の渡辺久子さんと、「クリニックおぐら」(東京都)の小倉清院長が「子ども支援の神髄」混迷の中にある子育てに光を」と題し、親子の触れ合いの大切さを説いた。



講師を務めた渡辺さん(左)と小倉さん
—浜松市中区の浜松科学館

渡辺さんは「子どもを一人で生きさせない。寄り添うことが大人の義務と責任」と強調して、「自己感は心

地よい関係性の中で育つ。親が子を抱きしめるなど、大切に思う気持ちを持ちを伝えるのが大事」と話した。
小倉院長は、精神科医として過去に診察した児童の症例や養育環境を匿名で紹介した上で、施した治療の概要を説明した。

浜松市児童家庭支援センターの活動 (2014年度)

(1) 個別相談

* 電話119件 * 訪問相談 504件

(2) 市町村の求めに応ずる事業

①福祉事務所（家庭児童相談室＋母子保健）ケースへのS V(84回)

②SSW事例検討会へのS V(毎月1回)

(3) 児童相談所からの受託 1件

(4) 里親等の支援

①サロン参加(毎月1回)

②里親会役員会、会行事への参加（8回）

浜松市児童家庭支援センターの活動 (2014年度)(続き)

(5) 関係機関との連携・調整

① 要保護児童対策地域協議会 (浜松市)

* 代表者会議 (2回)

* 実務者会議 (7区計21回)

* ケース進行管理会議 (7区計93回)

* 個別ケース会議 (17回)

* 家庭児童相談室ケース同行訪問 (6回)

② 児童福祉施設カンファレンスへの参加 (4回)

【3】児童家庭支援センター活動のあり方

2013 聖隷クリストファー大学との共同研究

- ★目的：①ケース支援における市町村との役割分担
②市町村の求めに応じて行う技術的助言の内容
③児童相談所から受託による指導の実際
④里親への支援の内容
⑤要保護児童対策地域協議会への関与の状況

★調査方法と対象

対象：1年以上活動経過がある91の児童家庭支援センター

★結果：79センターの回答（86.8%）

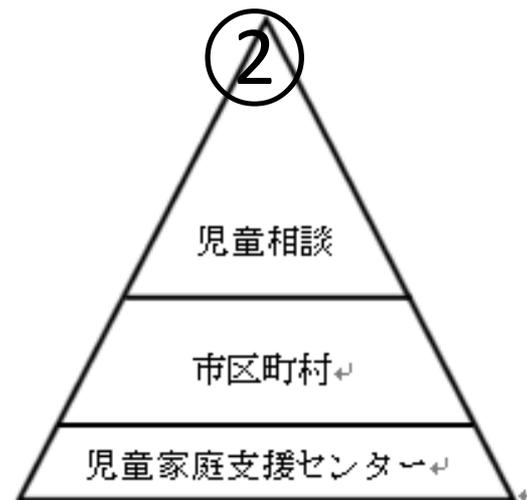
(2) 児童相談所と市町村との役割分担

〈ケースにおける専門性の4つのパターン〉

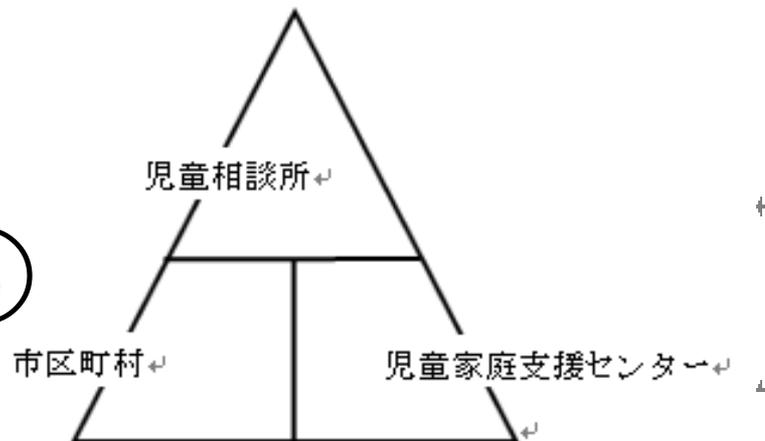
①



②



③



<4つのパターンの説明>

「専門的な知識及び技術を必要とするもの」となっているが、それをどのように意識しているかを聞いた。

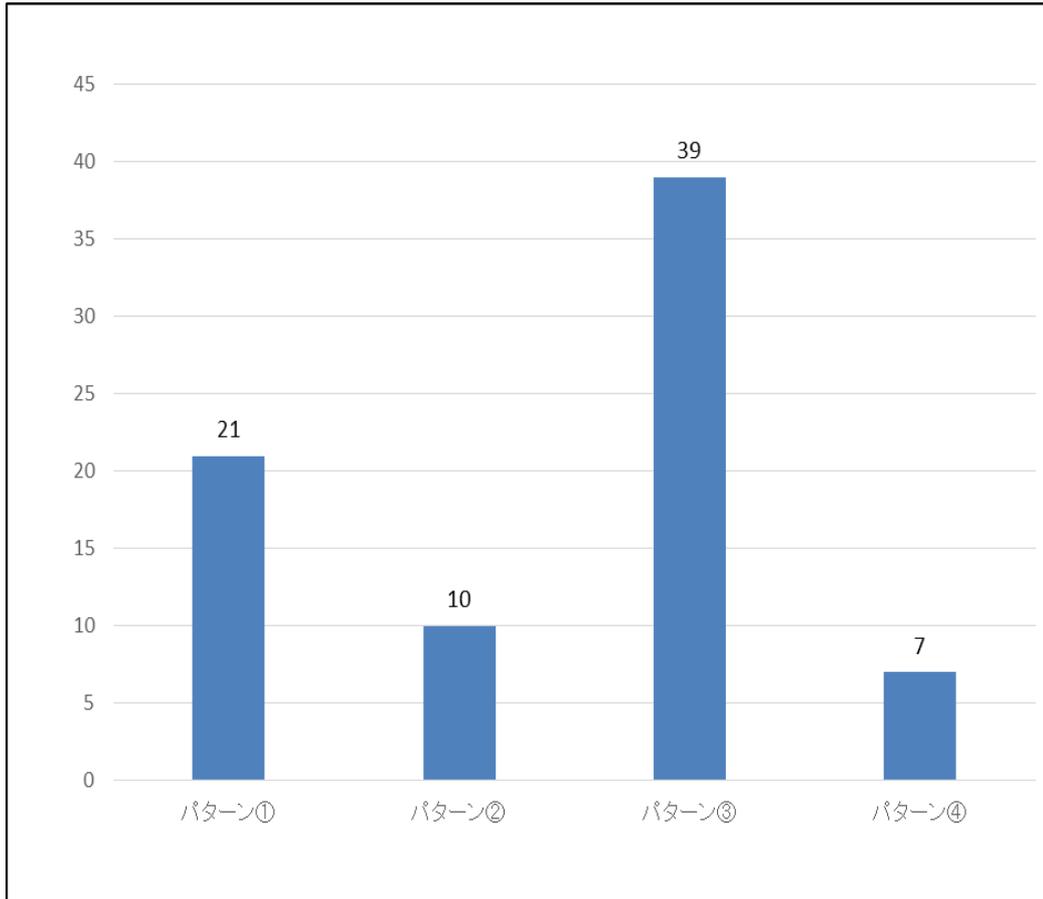
* パターン① 児童相談所が専門性を最も必要とするケースを扱い、次に児童家庭支援センター、最後に市町村の順に専門性を必要とするケースを扱う

パターン② 児童相談所が専門性を最も必要とするケースを扱い、次に市町村、最後に児童家庭支援センターの順に専門性を必要とするケースを扱う

パターン③ 児童相談所が専門性を最も必要とするケースを扱うが、市町村と児童家庭支援センターでは相談ケースにおける専門性による役割分担は、特に意識されていない

パターン④ 相談ケースにおける3機関の専門性による役割分担は、特に意識されていない

図表10 児相、市町村との役割分担

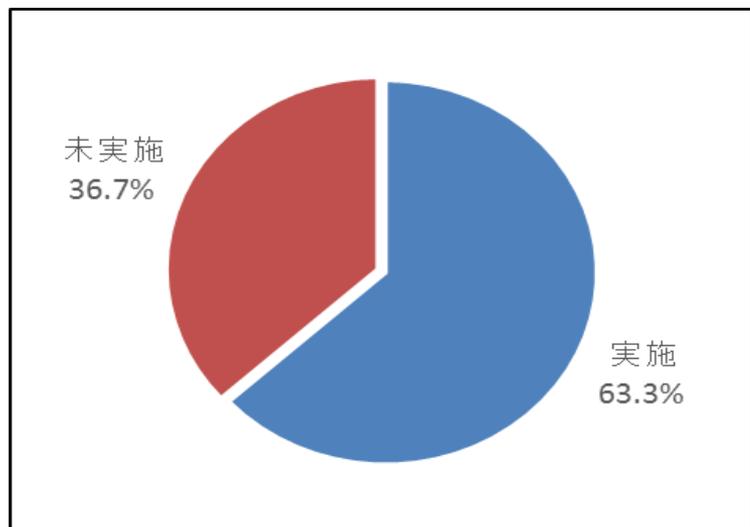


	センター数	%
パターン①	21	27.3%
パターン②	10	13.0%
パターン③	39	50.6%
パターン④	7	9.1%
計	77(*)	100.0%

* 2か所は「該当するパターンがない」と回答
17

(3) 市町村の求めに応ずる事業

図表11 市町村の求めに応ずる事業の実施



	センター数	%
実施	50	63.3%
未実施	29	36.7%
計	79	100.0%

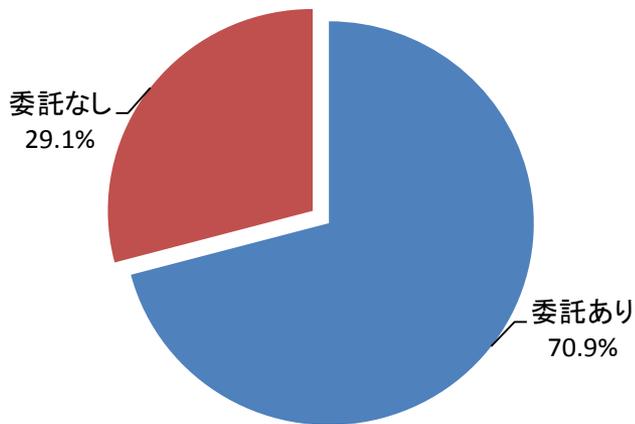
(事業の内容は配布資料のP4～6
別表1を参照) 18

表1 市町村の求めに応ずる事業の内容

			① 福祉領域	② 保健領域	③ 教育領域
子どもと家庭への直接支援	支援	a	31	38	5
	研修	b	1	6	1
支援者へのサポート	支援	c	6	1	2
	研修	d	12	0	0
その他	啓発活動	e	4	0	0
	会議参加	f	6	0	3
	その他	g	2	1	1
計			62	46	12

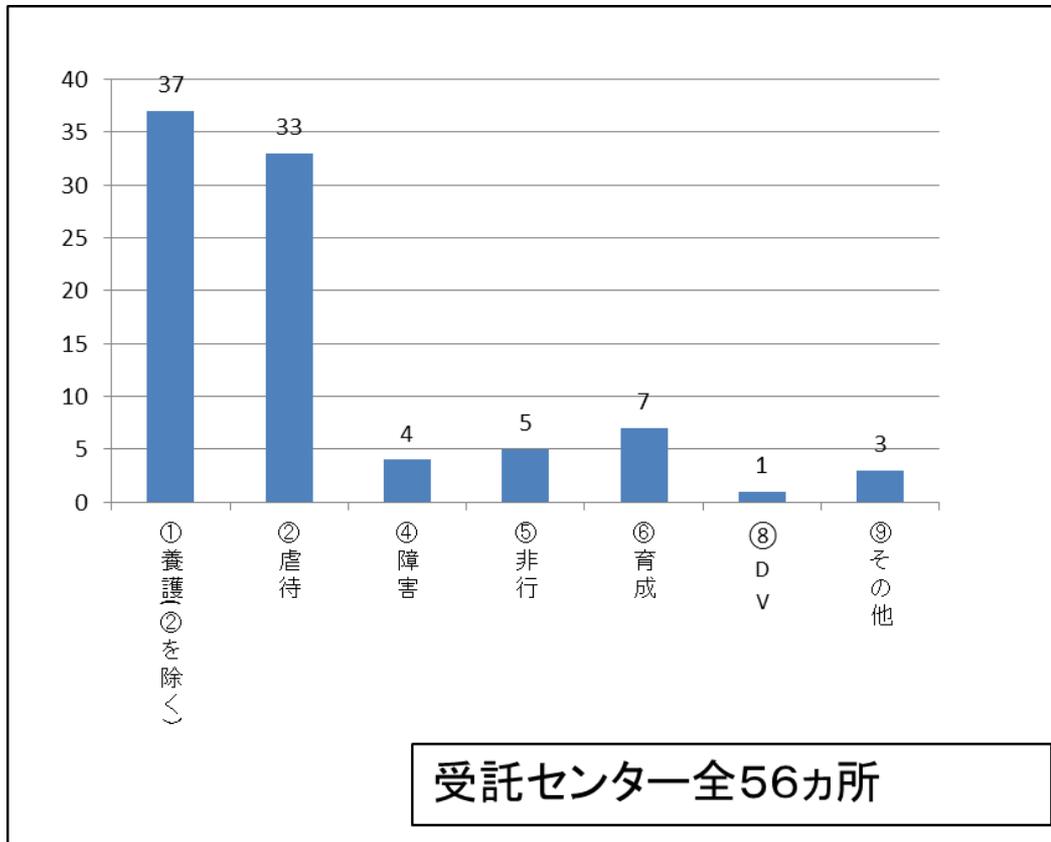
(4) 児童相談所からの受託による指導

図表12 児童相談所からの指導委託の有無



	センター数	%
委託あり	56	70.9%
委託なし	23	29.1%
計	79	100.0%

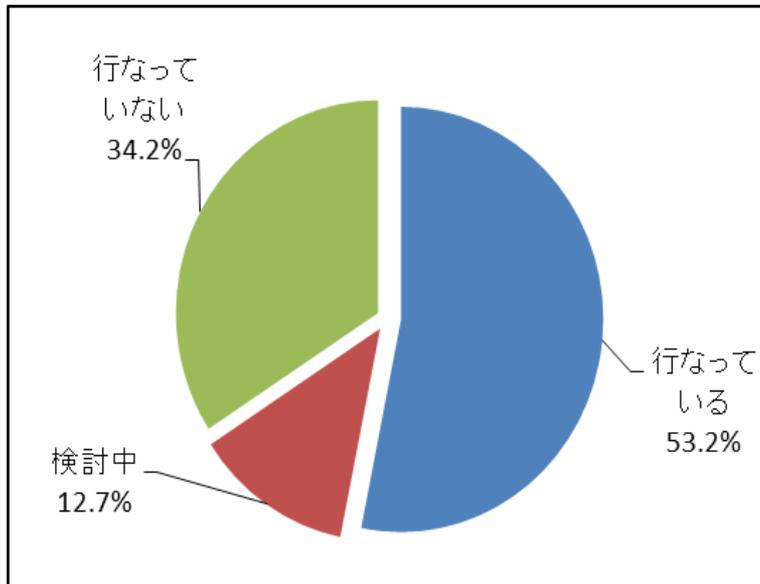
図表13 児童相談所からの指導委託の種別



受託したケースの相談種別	センター数
①養護(②を除く)	37
②虐待	33
④障害	4
⑤非行	5
⑥育成	7
⑧DV	1
⑨その他	3

(5) 里親等への支援

図表14 里親支援の実施



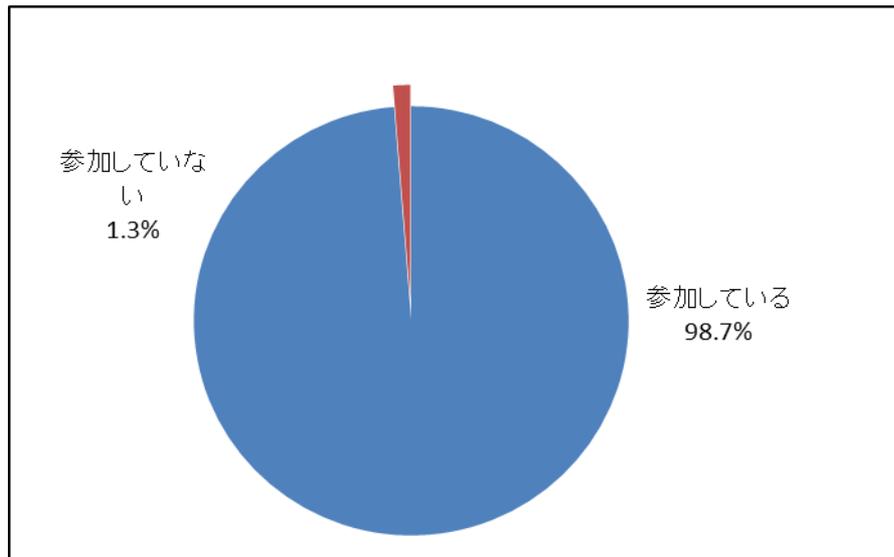
	センター数	%
行なっている	42	53.2%
検討中	10	12.7%
行っていない	27	34.2%
	79	100.0%

表2 里親への支援の内容

活動の種類		センター数	活動の名称	センター数
里親サロン参加		21	里親養育相互援助事業	1
研修	認定前研修など制度研修	9	施設・里親合同研修会	1
	C P S等養育支援講座	7	施設と里親の連携会議	1
	一般研修	5	里親支援専門員会議への参加	1
レスパイト・ショートステイ		4	里親支援専門相談員との話し合い	1
里親会事務局		4	民生委員研修会(里親啓発)	1
交流キャンプ		4	児相への支援(SV)	1
総会参加		3	児相と里親支援会議	1
学習支援		2	児相の里親説明・研修等への参加	1
地域交流スペース開放		2	委託推進会議	1
里親・里子交流会		1	マッチング調整	1
里子と実親面会立ち合い		1		

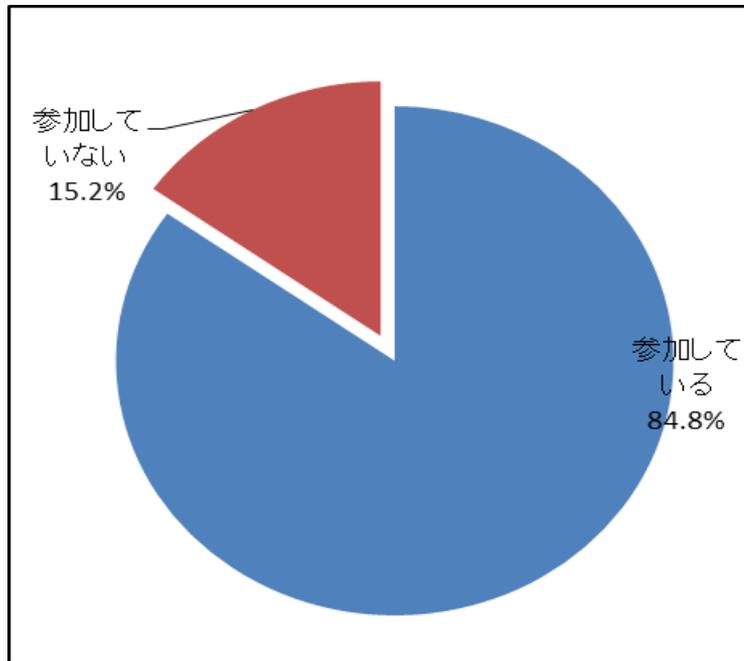
(6) 要保護児童対策地域協議会への参加

図表15 要保護児童対策地域協議会への参加



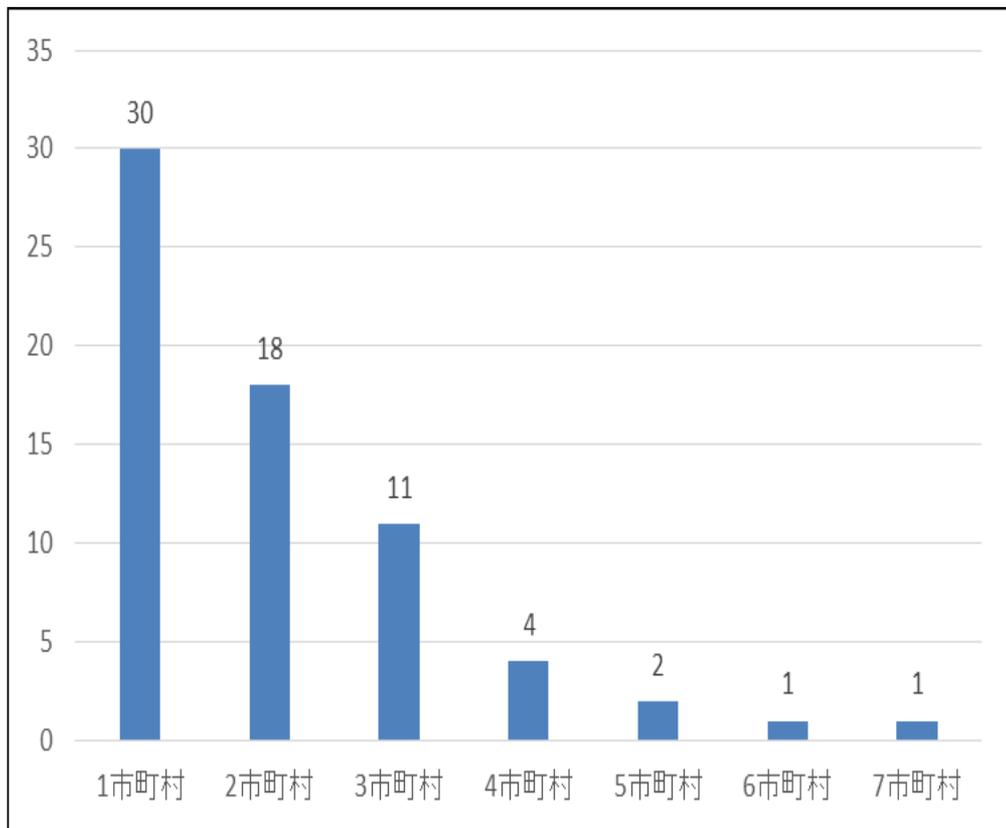
	センター数	%
参加している	78	98.7%
参加していない	1	1.3%
計	79	100.0%

図表16-1 代表者会議への参加



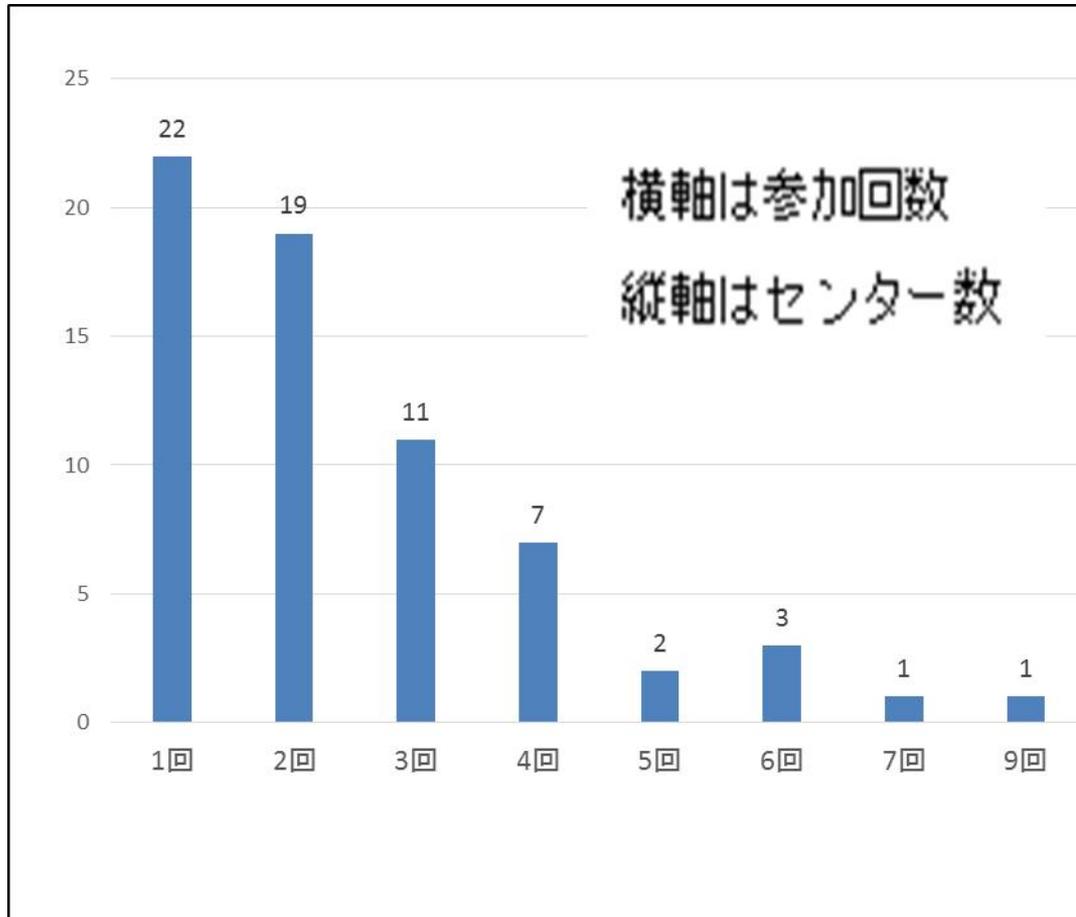
	センター数	%
参加している	67	84.8%
参加していない	12	15.2%
計	79	100.0%

図表16-2 代表者会議への参加の市町村数



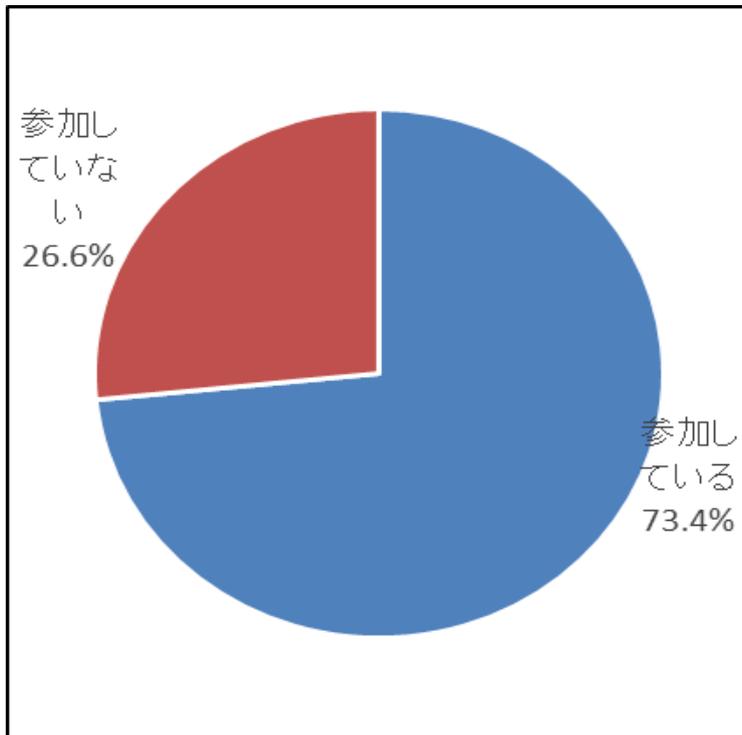
	センター数	%
1市町村	30	44.8%
2市町村	18	26.9%
3市町村	11	16.4%
4市町村	4	6.0%
5市町村	2	3.0%
6市町村	1	1.5%
7市町村	1	1.5%
計	67	100.0%

図表16-3 代表者会議への年間延べ参加回数



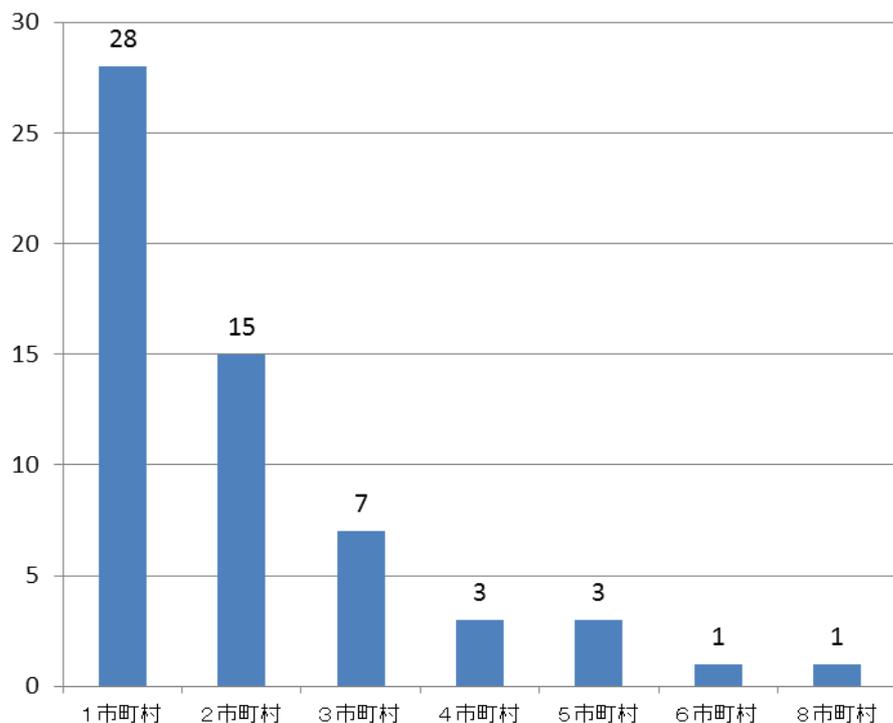
参加回数	市町村数	%
1回	22	33.3%
2回	19	28.8%
3回	11	16.7%
4回	7	10.6%
5回	2	3.0%
6回	3	4.5%
7回	1	1.5%
9回	1	1.5%
計	66(＊)	100.0%

図表17-1 実務者会議への参加



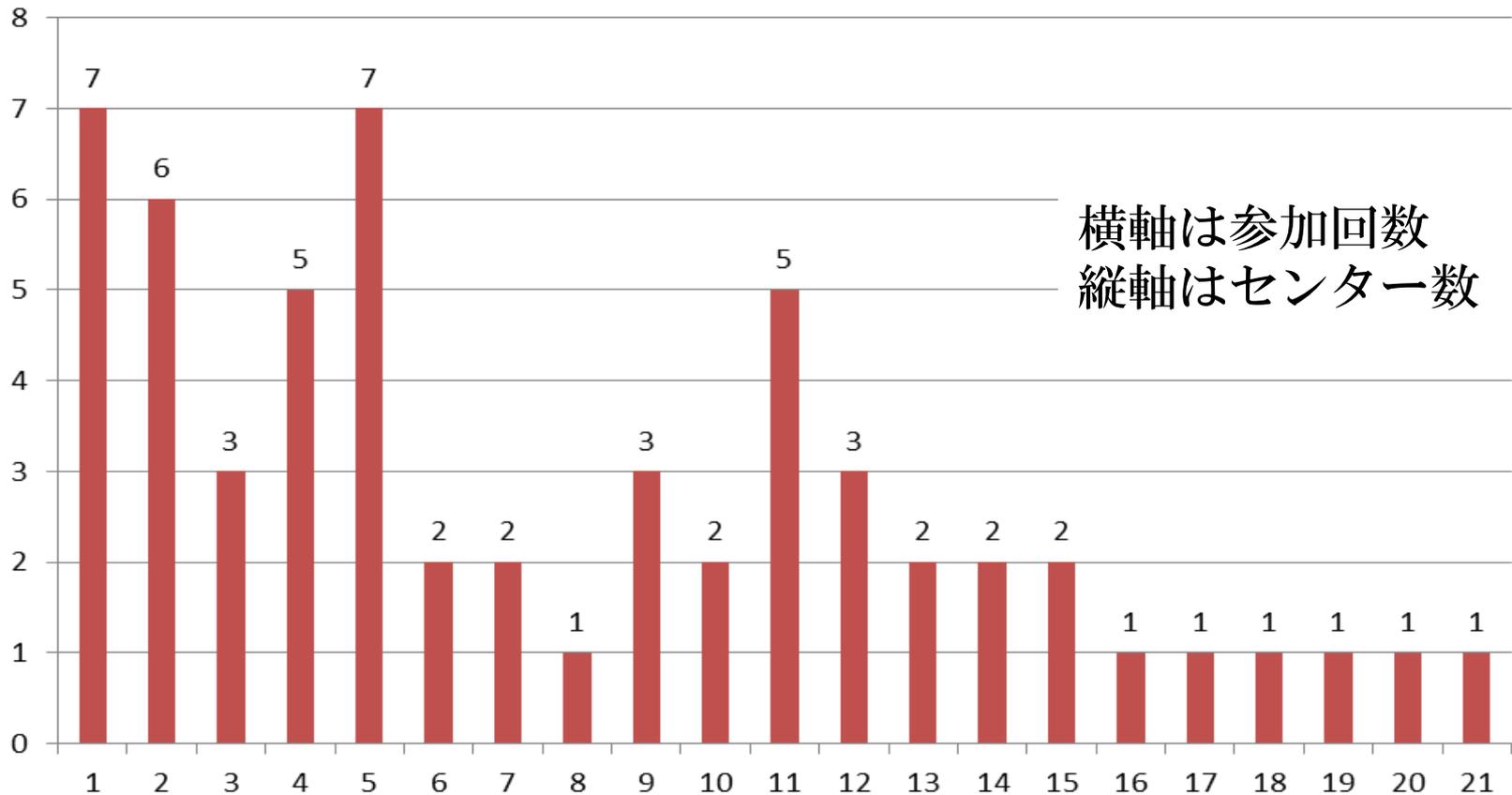
	センター数	%
参加している	58	73.4%
参加していない	21	26.6%
計	79	100.0%

図表17-2 実務者会議への参加の市町村数

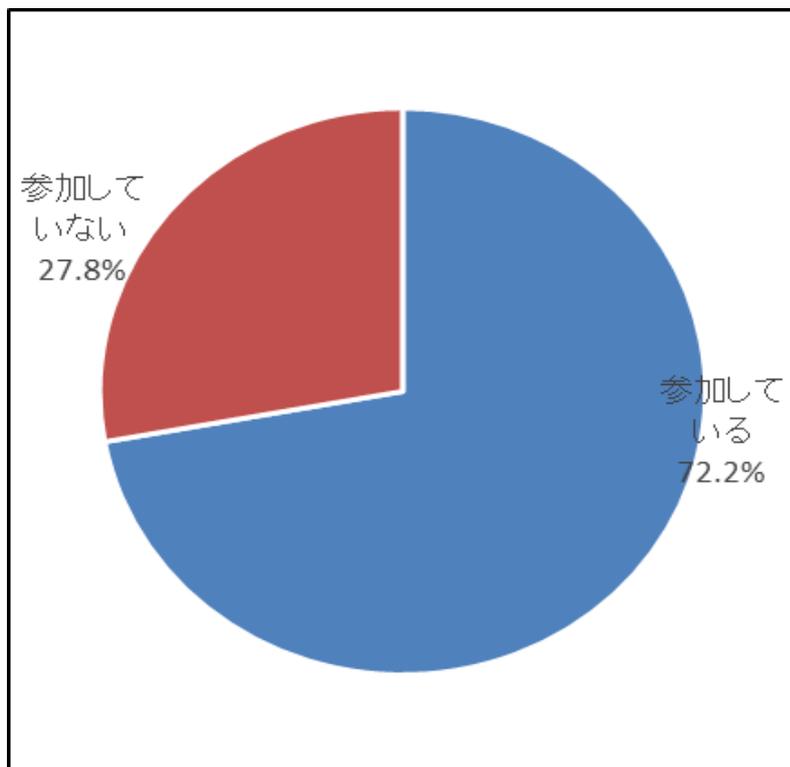


	センター数	%
1市町村	28	48.3%
2市町村	15	25.9%
3市町村	7	12.1%
4市町村	3	5.2%
5市町村	3	5.2%
6市町村	1	1.7%
8市町村	1	1.7%
計	58	100.0%

図表17-3 実務者会議への年間延べ参加回数

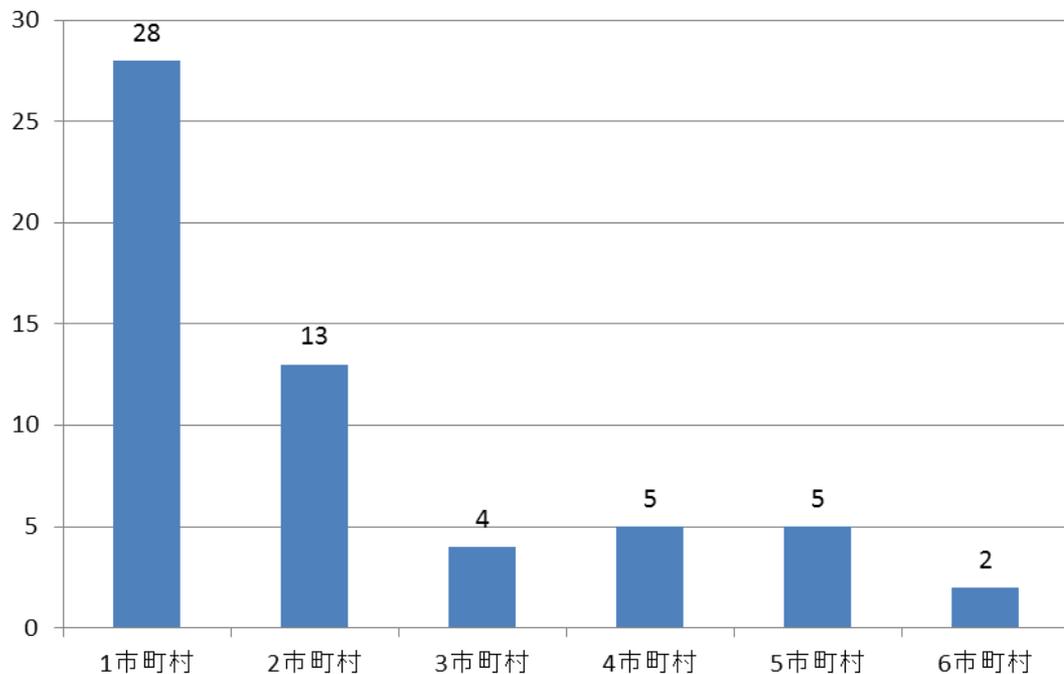


図表18-1 個別ケース会議への参加



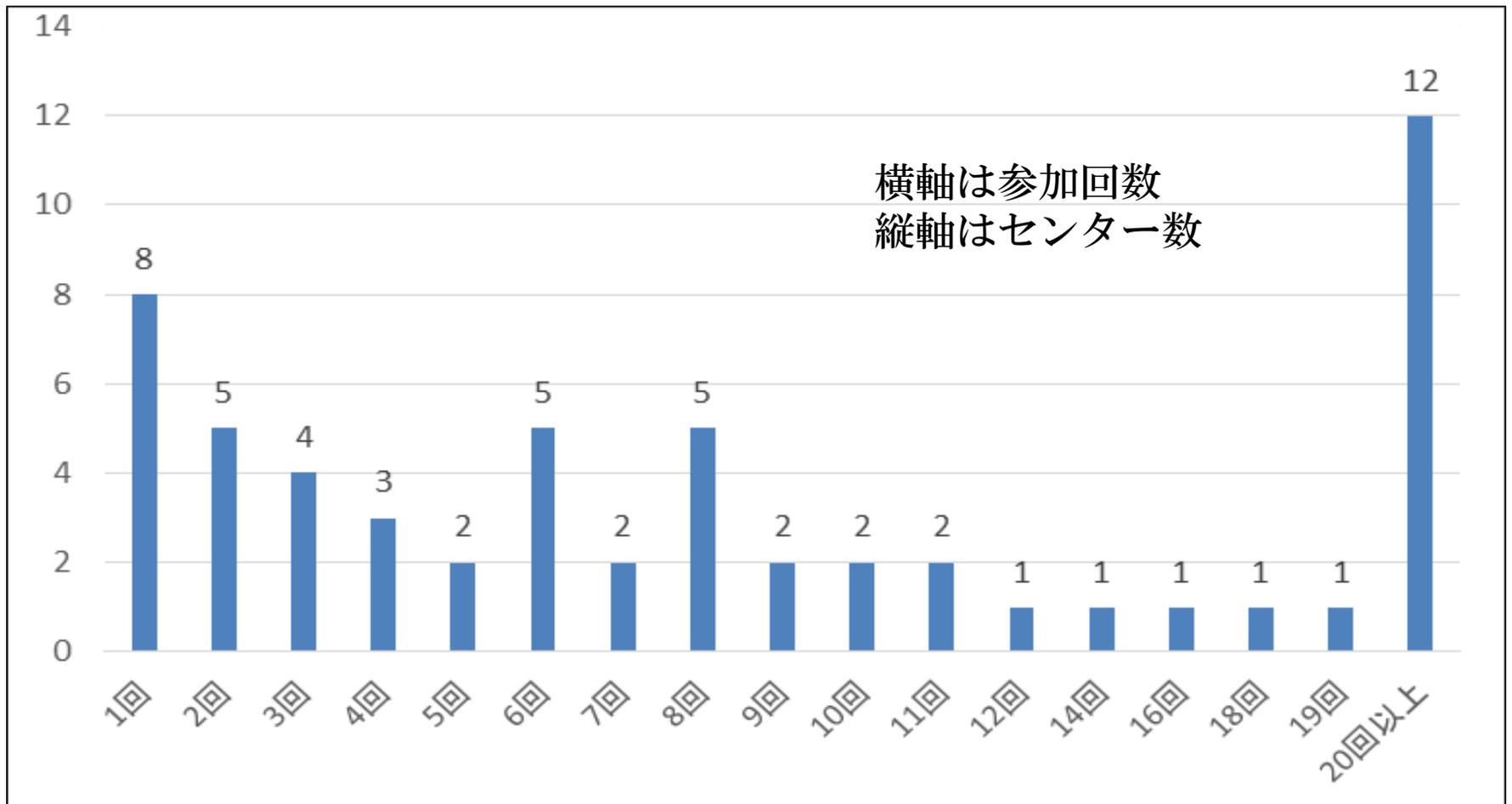
	センター数	%
参加している	57	72.2%
参加していない	22	27.8%
計	79	100.0%

図表18ー2 個別ケース会議への参加の市町村数



	センター数	%
1市町村	28	49.1%
2市町村	13	22.8%
3市町村	4	7.0%
4市町村	5	8.8%
5市町村	5	8.8%
6市町村	2	3.5%
計	57	100.0%

図表18-3 代表者会議への年間延べ参加回数



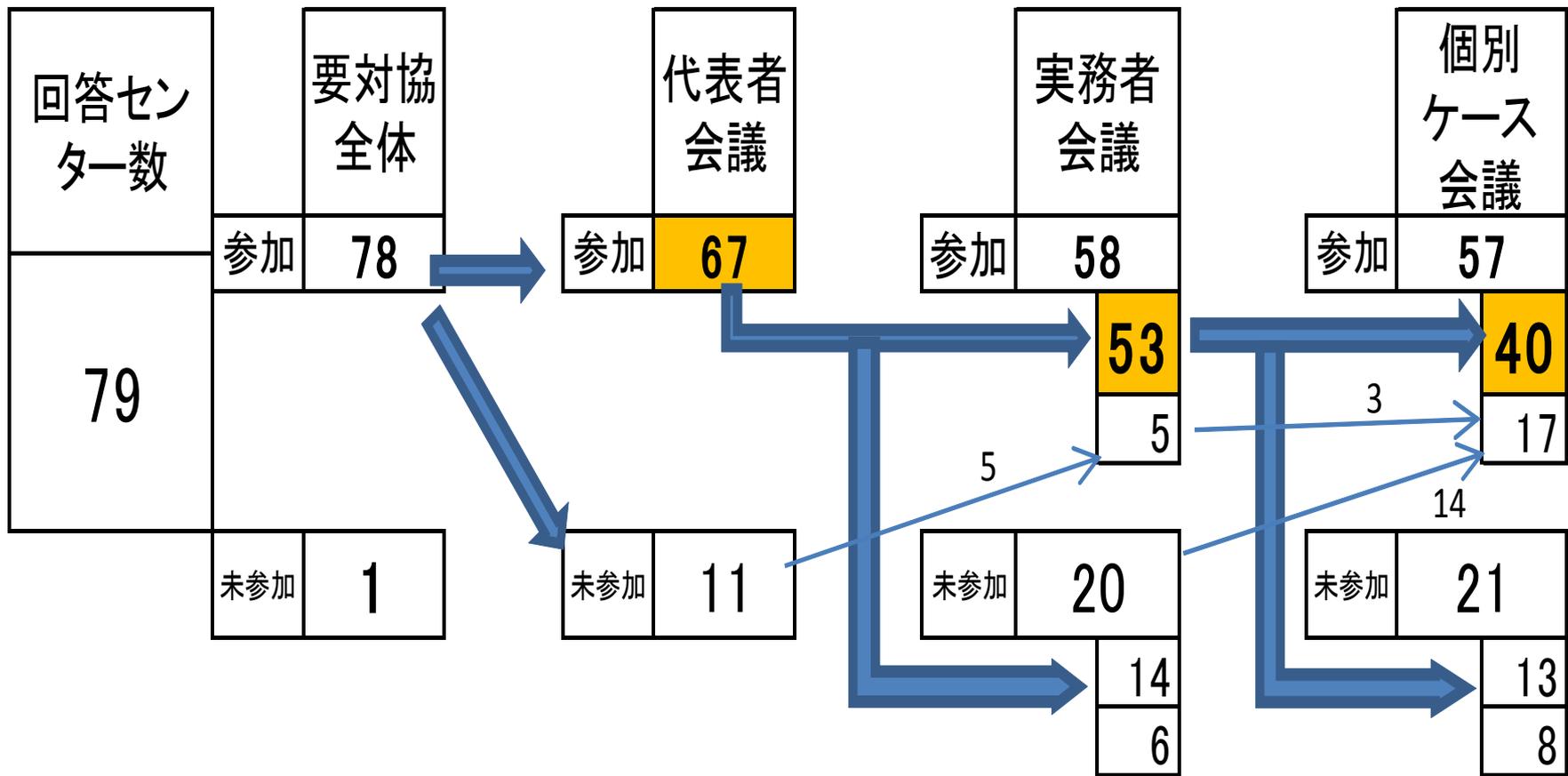


図1 三層構造への参加状況

【3】児童家庭支援センター活動のあり方(2)

★文科省 科学研究費助成事業「子ども虐待予防のための、親と援助者への支援と児童家庭支援センターの役割に関する研究」のもと、「2015年度 児童家庭支援センター アンケート調査」を実施

★アンケートの目的

- ① 「専門的知識及び技術を必要とする」相談の実情
- ② 支援しているケースと要対協との関係
- ③ 児童虐待ケース支援の実情
- ④ 市町村支援の実際
- ⑤ 児相からの指導委託の実情
- ⑥ 里親支援の実際

【3】児童家庭支援センター活動のあり方(3)

(1) 社会保障審議会児童部会「児童虐待防止 対策のあり方に関する専門委員会報告」

(8月28日) 「児童家庭支援センターの充実を図るためには、子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって役割が不明瞭となっている現状を改善し、その役割の明確化を図るとともに、児童家庭支援センターに対する支援の充実について検討が必要。」(p24)

(2) 子どもの貧困対策閣僚会議 (8月28日)

(3) 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する 専門委員会(9月17日)

⇒児童福祉法の改正